

富良野市森林整備計画書（変更）

計画期間

自平成26年 4月 1日

至平成36年 3月31日

（平成29年 4月 1日変更）

北 海 道

富 良 野 市

計画変更の理由と始期

1 変更の理由

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定に基づき、次の理由により変更する。

森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）の施行に伴い、鳥獣害防止森林区域を設定する必要が生じたため、富良野市森林整備計画を変更する。

2 変更の始期

平成29年4月1日から適用する。

3 変更の主な内容

- ①森林法改正に伴う鳥獣害防止森林区域の設定（新規）
- ②森林の異動による面積の変更
- ③森林の異動による林小班の追加並びに削除
- ④植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在の追加
- ⑤文言の整理

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3	森林施業の合理化に関する基本方向	4
II	森林の整備に関する事項	5
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
	(1) 皆伐	
	(2) 択伐	
2	樹種別の立木の標準伐期齢	6
3	その他必要な事項	6
	(1) 木材等生産林において留意すべき事項	
	(2) その他伐採に関する留意事項	
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
	(1) 人工造林の対象樹種	
	(2) 人工造林の標準的な方法	
	(3) 伐採跡地の人工造林すべき期間	
2	天然更新に関する事項	8
	(1) 天然更新の対象樹種	
	(2) 天然更新の完了の判断基準	
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	10
	(1) 更新に係る対象樹種	
	(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の作業種別の標準的な方法	11
	(1) 下刈	
	(2) 除伐	
	(3) つるきり	
	(4) その他の作業	

3	その他必要な事項	12
	(1) 要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項	
	(2) その他間伐及び保育に関する留意事項	
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	13
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他必要な事項	14
	(1) 水資源保全ゾーン	
	(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
	(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	19
1	森林施業の共同化の促進方向	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	作業路網の整備に関する事項	16
	(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
	(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	
	(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	20
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
	(1) 人材の育成・確保	
	(2) 林業事業者の経営体質強化の方策	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21

Ⅲ 森林の保護に関する事項	2 2
第 1 鳥獣害の防止に関する事項	2 2
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 2
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	2 2
第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	2 3
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 3
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針並びに方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法	2 3
3 林野火災の予防の方法	2 3
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 3
5 その他必要な事項	2 3
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	2 3
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	2 4
1 森林経営計画の作成に関する事項	2 4
2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	2 4
3 森林の総合利用の推進に関する事項	2 4
4 住民参加による森林の整備に関する事項	2 4
(1) 地域住民参加による取組みに関する事項	
(2) 上下流連携による取組みに関する事項	
(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項	
5 その他必要な事項	2 5
(1) 森林の土地の保全に関する事項	
(2) 特定保安林の整備に関する事項	
(3) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(4) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	
(5) 富良野市森林・自然愛護基金の活用に関する事項	
(6) 市有林の整備に関する事項	
別表 1 公益的機能別施業森林の区域	2 9
別表 2 公益的機能別施業新の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域	3 1
別表 3 鳥獣害防止森林区域	3 1

参考資料

計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	3 4
--	-----